

四十七士を詠ず（坂井虎山）

若し 茲の事 無から しめば

臣節 何に 由つてか 立たん

若し 常に 此の事 有らば

終に 將に 王法 無からんと す

王法は 廃す べからず

臣節は 已む べからず

茫茫たる 天地 古今の 間

茲の 事 独り 許す 赤城の 士

若使無茲事 臣節何由立

若常有此事 終將無王法

王法不可廢 臣節不可已

茫茫天地古今間 茲事濁許赤城士

解説 吉良邸討ち入りで知られる赤穂浪士、四十七士を詠じた詩。

語釈 ※若しもしくならばという仮定の意味。※茲事四十七士が主君の仇に報いた事件をいう。※臣節臣下の主君に対する貞節の心。忠義。※何由立これにかわる何物によって臣節を立てることが出来るかの意。※若常もしいつでも。※此事主君のために仇討すること。※終この世の終わりまで。※將（まさにくせんとする）と再続して、「くするであろう」と未来を予想している副詞。※無：なくなるの意。※王法国王が出す命令。※不可廢廢止することは出来ない。※不可已やむことが出来ない。廢されない。※茫茫天地の広大なさまと、古今の時間の長さをいう。※此事茲事と同意。繰り返すことにより語意を強めた。※独許王法を曲げてまで臣節をつくした仇討はただこれ一つだけは許されようという意味が込められている。※赤城士赤穂城の義士。

通釈 もし義士たちの主君の仇をかえすという義拳がなければ、臣下の主君に対する誠は何によつて立てることが出来るか。だが、しかし、もしいつもこのような事件があつたら、ついには国法は無いに等しくなり、国の秩序は乱れる。国法は廃絶することは出来ない、さりとて、臣節はとだえるものでもない。果てしなくひろがる天地の果てまで、昔から今に至る永い時間の流れの中で、赤穂義士の義拳だけは許されよう。